

各建設業者の皆様

土地・建設産業局建設市場整備課
専門工事業・関連業振興室

建設工事における安全衛生経費の実態に関する調査へのご協力をお願い

1. 調査の目的

平素より国土交通行政にご理解、ご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

国土交通省では、「安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われる実効性のある施策」を検討するため、必要な基礎データの作成を目的として、**安全衛生経費の実態を把握する調査**を行うことといたしました。

本調査は、以下の実態を把握するために行います。

- ・ 安全衛生経費がどれくらい知られているか（あるいは知られていないか）
- ・ 安全衛生経費の金額の算定と支払いはどのように行われているか
- ・ 安全衛生経費が建設工事の発注・契約の際、どのように取り扱われているか

2. 調査の対象

この調査依頼は、ランダムに抽出した建設業者の皆様を対象に調査協力をお願いさせていただいています。回答内容は「1. 調査の目的」に記載した目的以外に使用することはありません。また、回答者が特定できる形で回答内容を公表することはありません。回答内容により、建設業法等に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることもありませんので、ありのままをご回答ください。

大変お忙しい時期とは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、アンケート調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

3. 「調査内容が難しい」と感じた場合

この調査では、関係する法律や公共工事の積算基準等の知識を元に作成している設問が含まれていますが、民間事業者の方々がこのような知識になじみがあるとは限らないことも承知しております。そのような設問には、「設問の意味が分からない」という選択肢を設けております。行政と民間事業者の考え方の違いも、施策を検討する際に考慮すべき重要な情報となりますので、ありのままをご回答いただき、アンケート調査にご協力ください。

4. 回答方法及び回答期限

同封しておりますダウンロード用WEBサイトのアドレスから調査票を入手し、回答してください。調査票は電子メールにより下記のメールアドレスにご提出をお願いします。

提出先メールアドレス：hqt-anzeneisei@mlit.go.jp

なお、このメールアドレスはアンケート調査票の回収専用のアドレスとなっております。お問い合わせ等については、「5. お問い合わせ先」に記載している連絡先までお願いします。

また、紙による回答をご希望される場合は、別途調査票を郵送いたしますので、こちらも「5. お問い合わせ先」に記載している連絡先までご連絡ください。

恐縮ながら、平成31年5月17日（金）までにご回答をお願いします。

(次ページへ)

5. 問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
企画専門官 天野
建設振興係長 赤道
TEL：03-5253-8111（内線：24813、24816）、FAX：03-5253-1555

なお、本調査の実施につきましては、各建設業団体等へ別紙のとおり周知し、ご協力をお願いしております。

以下は調査に関する補足の情報となります。

(1) 調査の背景

平成28年12月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が成立（平成29年3月施行）し、同法に基づく基本計画が平成29年6月9日に閣議決定されました。

この法律では、建設工事の請負契約において、無理のない工期や適正な請負代金の額が設定され、必要な安全衛生対策等が十分行われることにより、建設工事現場で働く人々の安全及び健康を確保すること等が基本理念として定められています。

また、基本計画ではこの基本理念に基づき、政府において、安全衛生対策を実施するのに必要な費用が下請負人まで確実に支払われるような施策の検討を行うこととしています。

このため、国土交通省では「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を設置し、有識者や建設業関係団体等から意見をいただきながら施策の検討を進めておりますが、今回の調査はその一環として行っています。

(2) 安全衛生経費に関する補足

本調査においては、回答者が安全衛生経費の具体的な内容をイメージするための参考例示として、「図 安全衛生対策とその費用区分の例」を次ページに掲載しています。

アンケートの回答に当たっては、この図の「細目」に記載されているような内容を「安全衛生対策」とイメージして回答してください。

(3) 請負工事費の費用区分について

国土交通省が発注する公共工事では、その予定価格等を計算するための積算基準において、工事を実施するのに必要な代金の内容を以下のように区分しています。次ページの「図 安全衛生対策とその費用区分の例」には、具体的な安全衛生対策がどの費目に含まれているかの費用区分も例示として含まれているので、回答にあたっての参考として下さい。

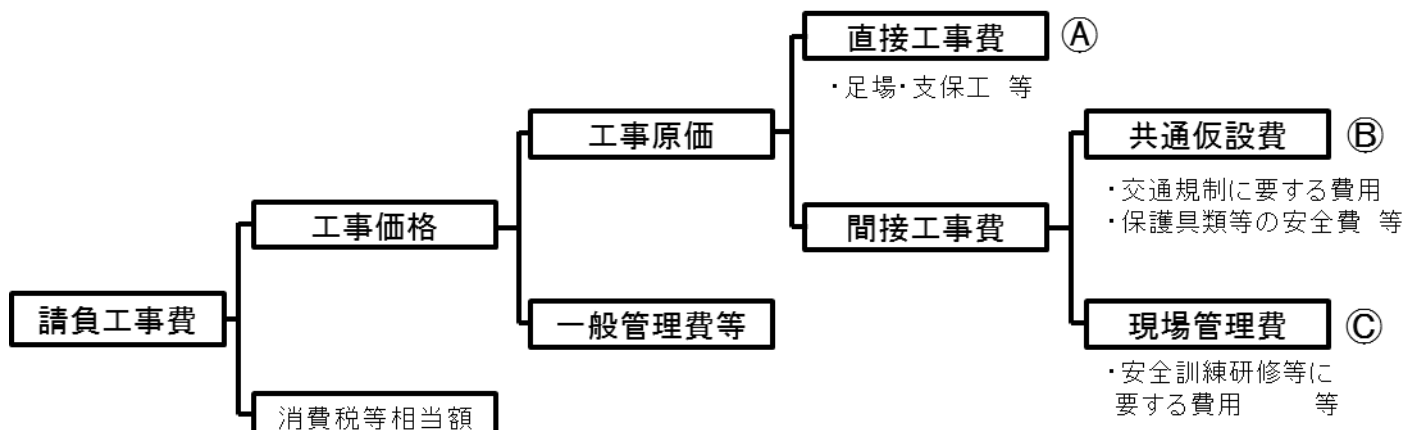


図 安全衛生対策とその費用区分の例

費用区分		主な内容		細目		
① 直接 工事 費	工事目的物の施行に 直接必要な安全設備 (指定仮設及び参考 図等に示されている もの)	足場		・ 枠組足場、単管足場、吊足場等		
		支保工		・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工		
		土止め		・ 仮締め切り(シートパイル、親杭横矢板、連壁)		
		土止め支保工		・ 切梁、腹起(裏込めコン含む)		
		作業構台		・ 乗入構台、荷受構台、作業構台		
② 間接 工事 費	③ 共通 仮設 費	安全 費	準備費	調査費用	・ 埋設物調査試掘他	
			交通管理に要 する費用	交通規制に要す る費用	・ ガードマン、規制車、クッションドラム、 カラーコーン、バリケード、工事中表示板(内照式)、 回転灯、規制表示看板・お願い看板	
			安全管理等に 要する費用	監視連絡等に要 する費用	・ 列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、 連絡員(潜水)等の配置、構内電話、無線機、 作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置	
				安全意識、注意 喚起に要する費 用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板	
				保護具類	・ ヘルメット、防護めがね、 防じんマスク(電動ファン付き呼吸用保護具)、耳栓、 安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、 防護服、救命胴衣	
			仮設 費	安全施設等に 要する費用	墜落飛来落下災 害防止設備	・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、 小幡ネット、安全ブロック、親綱、 建築工事用エレベータ部踊り場ゲート ・ 各所点検通路(支保工上他)、安全通路、 揚重用吊具(ワイヤ、クランプ他)
					作業用床に関する設備	・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車
					公衆災害に要す る費用	・ 仮囲い(万能板、フラットパネル、シートゲート他)、 建築工事落下防護(朝顔)、防音シート、防音パネル、 足場出入り口のゲート
					警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、 異常温度の自動警報装置(潜函)・ベル、 サイレン等警報装置(ずい道) ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、 沈下計、傾斜計
					避難用設備	・ 避難誘導灯、発破時の避難所、 避難用器具(空気呼吸器、携帯用照明、避難はしご、 ロープ等)
	作業環境	・ 換気設備、空気清浄設備(潜函)、 ガス抜き等の措置(ずい道)、 各種環境測定器(酸素濃度他) ・ 排気管、圧力計(高压室内)、照明器具、 熱中症対策設備				
	昇降設備	・ 構内はしご道で巻き上げ装置との隔壁、階段、はしご道				
	火災防止	・ 消化器、防災シート				
	その他	・ 重機移動様敷き鉄板				
	営繕費	倉庫、材料保管 等に要する費用			・ 火薬庫など	
	その他					
	④ 現場 管理 費	現場管理費	疾病・衛生対策費	・ 健康診断(一般・特殊検診)		
			安全訓練研修 等に世する費 用	・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、 新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT		

『安全衛生経費確保のためのガイドブック(平成28年度厚労省委託事業)』より抜粋、一部加筆